

和歌山県子ども・子育て会議（第4回）議事概要

- 1 開催日時 平成26年10月3日（金）13:00～16:00
- 2 開催場所 和歌山県自治会館 3階 会議室304
- 3 出席者 上田委員、金川委員（会長）、川野委員（副会長）、口井委員、久保田委員、松下委員、小林専門委員、千畑専門委員、森下専門委員、森田委員、山根委員、渡辺委員（五十音順）
- 4 議事概要

議事に先立ち、福祉保健部子ども未来課副課長挨拶

【議事】和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画（素案）について

事務局

<計画（素案）の構成の変更点について説明>

委員

子どもの貧困について、別途策定するということですが、新聞を見ると6人に1人というような割合も出ているし、基本的な部分として外せないと思います。別途と言っているのは出ないと思う。いつ出すのかはっきりさせてほしい。

子ども未来課

今現在、貧困の計画を作ろうと動いているところです。国では6人に1人という割合が出ていますが、県内の状況が分かっていません。それに対して和歌山県独自の施策を作りたいという思いがあります。できれば来年この計画を作りたいということで動いています。

委員

それができたときにはこの計画に入れなおすのですか。

子ども未来課

別途委員会を作って御意見をうかがっていくことになります。

会長

33ページの児童虐待と36ページの社会的擁護について、子ども未来課から説明してください。

子ども未来課

<計画（素案）に沿って説明>

委員

先ほどの説明の中で、死亡事例の検証の中で、児童相談所の設置を和歌山市に働きかけていくという内容があったと思いますが、そのあたり、県と連携して何かするという話はあるですか。

子ども未来課

現在、市の支援センター、子ども未来課、児童相談所の三者の連携会議ということで月に1度ぐらい会合を持っています。和歌山市への児相の設置も含め、今後、どういったかたちで実現していくのか、和歌山市においても体制整備が必要なので、三者の連携会議で話し合っていくことになっています。

委員

もう一点、里親の事ですが、9月1日現在で15.2%と1%委託率が上がりましたが、国の目標は3分の1となっています。県の数値目標は20%になっていますが、その考え方は？

子ども未来課

確かに国では里親委託、施設擁護、グループホームなどで最終的には3分の1ずつとするのが望ましいとされています。県としてもその数値に向かって進めていくべきところですが、今策定している家庭的擁護の推進計画や県の虐待防止基本計画等を策定する中で、施設等を整備することになっています。現在の推移から5年後で33%というのは、もちろんそれに向かって進めていくべきところですが、まずは5年後の計画としては20%ぐらいが実現可能な数字かなというところです。

会長

38 ページのカッコ3の自立支援の充実というところについて。最近の問題としては、児童養護施設等の施設を出た後の方がどうなっているかと言うことが大きな課題だと思います。和歌山県内の自立援助ホームも検討してもらっていると思いますが、圧倒的に数も資金も足りていない。施設退所後の方が自立援助ホームに入るというのも、限られている状態です。

ですから、さまざまなかたちで退所後をどれだけ追っていきけるか、自立ができていない子どもさんをどれだけケアできるかということが課題だと思うので、しっかり取り組みをしてもらいたいと思います。

委員

33 ページの現状の県の把握として、児童福祉士等の専門職の増員を行ってきたとありますが、現状、それで足りていると考えているのですか、それとも不足していると考えているのですか。

子ども未来課

児童福祉士等、年々微増はしていますが、発達障害や処遇困難な子供さんが増えてきている中で、現状で十分かといえば、まだまだ不十分なところはあると思います。

委員

今後の取り組みの方に書いてあることは、基本的には研修という方向がちょっと強いと思うので、まだ不足しているという感触があるなら、増員や体制の確立など、文言はいろいろあると思いますが、そういった点を入れてもらいたいと思います。

それから、34 ページのカッコ3の「妊婦や子育て家庭の相談体制の整備」というところですが、病院に1度も行かないとか、自分で産んで育てるとか、そういう報道もあるので、もう少し深掘りをしていただいて、実際には病院にかからなくて、見つけることができない方々までどうやって広げていくか、どうやって把握していくかというところまで、深く進めてもらいたいと思います。それから36 ページ以降について全般的な意見ですが、財政的に大変だと思いますが、養護が必要な子供たちに対して、より手厚い対応を、県としてやっていていただきたい。

専門委員

母子家庭及び父子家庭の自立支援について、色んな支援策を行っていると書かれています。この講習会は平日に行っているのですか。休日や夜間には行っていないのですか。

子ども未来課

講習会は、休日、土日にやっています。その場合において、子供を預かって研修を開催しています。

委員

40 ページに、「母子家庭においてはひとり親家庭になる前の就業者の割合が54.6%と低く、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により退職したこと等により、再就職することが難しい」という課題が出ていますが、これは母子家庭だけではない。子育て中のお母さんにも言えることだと思いますが、お母さんがどのような働き方をしたいかを無視して仕事だけを与えても続かないと思います。

資格を取得したいという希望はワープロやパソコンに関するものが多く、今後こういうものを職業訓練としてハローワークや市町村と提携してということはおわかりますが、来る人は少ないと思います。場所のこともありますが、もうひとつ前の段階のことが必要です。今の生活で精一杯で、勉強するところまでいかないと思います。そこの仕掛けがなにか必要ではないでしょうか。それから、離婚しそうかもしれない人たちの相談できるところがほしい。

会長

委員が言われたことはまさにそうだと思います。訓練を受ける前段階でなかなかうまくいかない人が多いのと、離婚してしまってから考えるという人が多いので、その前のケアが必要だと思います。

では、次は障害児施策ということで、45 ページからについて障害福祉課から説明してください。

障害福祉課

<計画（素案）に沿って説明>

委員

障害児が集団生活に適応というような表現があちこちに出てきますが、障害児が集団生活に適応していくのは難しい場面があると思うので、周りの人たちがその障害児に合わせていくという書き方も必要ではないかと思ったのですが、どうですか。

障害福祉課

書きぶりについてはもう一度考えてみたいと思いますが、保育所等訪問支援などについては、保育所を訪問して、集団生活の中で障害児が生活できるように支援していくということで、集団生活になじむというのも確かに一つの支援の考え方としてありますので、そういう部分の書き方を全部変えていくというのは、十分考える必要があると思います。

委員

46 ページのペアレントメンターという話の中で、まさにいま支援センターでそういうことができないかと相談をいただいているところなので、是非推進してもらいたい。わたしたちやドクターに話を聞いてもらうだけでなく、おなじ障害の子どもを育てている保護者と話をしたいという人がいます。ぜひお願いしたい。

会長

では、次に進めさせていただきます。46 ページ、母子保健対策について、健康推進課から説明してください。

健康推進課

<計画（素案）に沿って説明>

委員

私は今 5 歳の息子がいまして、親目線での意見ですが、子どもが生まれて乳幼児健診のほか、歯科検診が段階的にあって、最後は何の検診だったか忘れましたが、そこからそういう

機会がなくなります。保育園の先生と話をする時間は年に1回、10分程度で、言いたいことが言えません。

うちの子どもは3歳の時から近所の公文教室に行っています。公文の先生は月に1回1時間を取ってくれて、子育ての話や家で気になっていることを聞いてくれます。

そこは、私の母親ぐらいの年代の人がやっていますが、そういうところやそろばんやペン習字などに行ったりするので、そういうところに窓口ではないが、きっかけを作るように働きかけていったら、もっとみんな相談できる場所が増えるんじゃないかといつも思っています。

健康推進課

今検診の話が出まして、検診を充実させていこうということもこの中に織り込んでいるんですが、母子保健法の中で規定されているのが乳児からで、最終は3歳児検診ということになっています。そのあとは違う法律でということになるかと思いますが、さきほど言われた相談窓口という部分は必要になってくるかなと感じております。地域で見守りということも書いていますが、この中に書いているのは、地域で母子保健推進員という方が市町村長から委嘱されたかたちでいて、そういう方が意識して子育ての相談に応じていただけるという体制は作っています。

その方も、ボランティア的なところがあり、専門職かと言われるとそうではありませんが、近所や地域で見守ろうというあたりの体制づくりはしています。ただ、推進員さんの中には、「いろいろ言ってほしくないとか、来てほしくないとか、本当は問題があると思われる方へのアプローチが難しいんですよ」と言われる方もいます。

会長

委員が言われた、地域づくりをどう構築していくか、いろんな多様な窓口をどうするかという点は、健康推進課だけの話ではないので、この計画全体でどうするかということを考えていただきたいと思います。

委員

予防接種についてあまり触れられていないが、ここに入るのではないですか。

健康推進課

あまり触れてはないんですが、48ページの所で、簡単に書いております。ここにも書いているんですが、予防接種自体が市町村で実施していく事業ということで、それに対して県が啓発を行ったり、支援を行うという作りになっています。

委員

地域で子どもを見守るといふところの相談窓口と、さきほどの障害児のところの部分ですが、行政によって、丁寧な所では、検診の時に、手がかかって多分大変だろうなということ

を指摘しますが、なかなかお母さんが受け止められないのが現状なんですね。学校に上がってやっと、学校の先生たちも特別学級に入っていたり、私たち学童保育の部分も加配をいただいているところもありますが、行政によっては、定員がいっぱいで、手のかかる子どもは受け入れの段階でシャットアウトしているところもあります。

それに、手のかかる子どもが何人いても、加配は1人なんですよね。市町村によってはそういう子どもが10人いるところもありますが、そういうところでも加配は1人。大変な子どもを受けながら健常児もみているという現状なので、加配が1人だけというのはどうかなということ、行政によっては手のかかる子どもさんは初めからお断りしているところがあると聞いているので、それはちょっとどうかと思います。

会長

以上、情報提供で、またご検討いただきたいということで。

委員

先ほどの意見で、保育所でなかなか時間を取ってもらえないということについて、親御さんが保育所や幼稚園に相談に行かれているのであれば、やっぱりその機関の中で相談できるのが一番望ましい、一番子どもたちを身近に見ているものがお母さんの相談に乗れるというのが一番好ましいと思います。

地域に色々な機関ができたとしても、やっぱり一番話せるところでありたいと思うので、うちではちょっと困り感があるなという人には声をかけたり、いつでも相談にきていいですよとあって、土曜日に2時間を取ったりとか。そういう中で園長である私が相談に乗る場合もありますし、クラス担任が話をしたり相談に乗ったりと、必要に応じて対応しています。

親御さんの悩みを全て受け止められる施設でありたいと思うのですが、職員が忙しすぎると対応できないことも出てきますので、そのあたりの充実を考えてもらって、専門的な勉強もしたいし、さっと対応できるような体制作りができればいいなと思っているので、そのあたりの研修や、人員配置であるとか、色々なことを、ここでそんなことを言っても仕方がないと思いますが、そのあたりを充実していけばもっと親御さんたちの心の支えになると思っています。

会長

では次に進めさせていただきたいと思います。54ページの医療対策について、医務課から説明してください。

医務課

<計画（素案）に沿って説明>

（特に意見等なし）

会長

次に進めさせていただきます。55 ページからいわゆるワークライフバランスですが、労働政策課から説明してください。

労働政策課

<計画（素案）に沿って説明>

委員

労働組合の立場からしても、ワークライフバランスというものをひとつの指針として色々な活動に活かしていこうということで取り組んでいますし、男女共同参画ということも取り組んでいるところですが、なかなか成果があがっていないのが実状だと思っています。

我々としては、第四次の行動計画というものを立てて、いろんなかたちで数値目標も設定しながら取り組んでいます。なかなか進んでいません。今回、この取り組みの中で色々な提起をしていただいております。ぜひとも進めていってほしい。

一点お願いというか、やっていきたいということがある。それぞれ事業主や労働者に対する啓発活動もいいのですが、一度、公労使で集まって意識合わせをするような会議が必要ではないかと思っています。労働組合があるところでは、労働組合を通じて企業主と話をすることもできますが、県内の組織率は14.4%と、ほとんどの方が労働組合に入っていないところもありますし、大手の所は色々な環境が整っているところもありますが、和歌山は99%が中小企業なので、なかなか環境整備が進んでいないのが実態だと思っています。

そのような中、そういう場を持って、お互いの意識を醸成していく必要があると思っていますので、検討していただければと思います。

それと一点質問ですが、56 ページにある「アドバイザーの派遣」というものですが、「雇用環境の整備を図るため、助言を行う専門家」とある専門家とはどのような立場の人で、どのような話をされる専門家なのですか。

労働政策課

公労使の会議については、今後検討していきたいと考えます。専門家ということですが、雇用環境、労働環境の整備ということで、基本的には女性が育児休業を取りやすいように、また、就業規則に規定されていないような事業所も多々あります。また、職場で取り組むうえでいろいろ問題を抱えているところや、他の企業でどんな特別休暇があるかといった情報や国の助成金の種類やそれを使えるかどうかということは、中小企業さんまではなかなか届いていないという状況があるということで、いろいろな職場環境を良くするための相談にアドバイスさせていただくということで、専門家というのは社会保険労務士にお願いしています。現在、そういうかたちで事業を進めている状況です。

委員

就業規則は 10 名以上の雇用をしているところでは整備するよう法的に定められています。が、それ未満の所では、特段届け出の必要もないし、社労士の方は社労士の見方を思うので、働く側の知見を持った方を専門家として入れてもらいたいと思います。

労働政策課

委託事業というかたちになりますので、入札等で決定する事業者ということになります。もともと就業規則は 10 人以上の場合は整備されているということですが、「和歌山県労働条件実態調査」を見ても、整備をされていないところが多々あります。そういうところについて少しでも改善できるようにと考えていますので、ご理解いただけたらと思います。

委員

ワークライフバランスについてですが、「言葉も意味も知らない」が 50.7%と約半数」と書いていますが、この人たちの年齢層が問題で、おそらく、最近大学を卒業したような人は、ワークライフバランスという言葉は知っていると思います。大学でもそういうことを言い始めていると思います。しかし、独身男性のワークライフバランス、独身女性のワークライフバランス、就労女性のワークライフバランスなど、いろいろ種類があると思います。先ほどひとり親家庭のところでも言いましたが、もう一つ前段階からしっかりとしていけないといけないと思っていて、キャリアデザインワークショップを和歌山の大学でしっかりと、なぜ働くのかという価値を自分で見出さないと、働くことのハードルが高くなっているの、学生のころからそういうことを身につける必要があると感じています。

それから 56 ページの父親が主体的に子育てに関わりということで、おやじプロジェクトなど様々な体験や交流活動を通じて父親の学びと参画を促進を応援しますと書いていますが、これはうちの夫などは足が遠のいてしまう書き方で、ちょっと難しいと思います。妻の意見としては、主体的に子育てに関わるというよりも、手伝ってくれたらそれでいい。だから一番の近道は、夫が残業しないで帰ってきてくれればそれだけでいいので、そういうことが今後広まっていった方が、一番お金がかからずに子育て支援ができていくと思っています。

委員

55 ページの一番下のところに「企業・団体におけるワークライフバランスや女性の働きやすい環境づくりの先進的な取り組み事例を情報収集し、紹介していく」という部分がありました。ひとり親というところもあって、ひとり親が就労していくための力量を付けるというところを広げていっても、実際に雇用する側の部分も重要になってくると思うので、第 4 章では女性がというように限定されていますが、これを進めていくうえで、ひとり親家庭の事も少し意識してやっていただきたい。

青少年・男女共同参画課

男性の残業が多い、ちょっとでも早く帰ってきて手伝ってほしいという実感、そこが一つの大きな壁であると、そこを企業の方に理解していただくということで、男女共同参画というテーマで啓発をしています。

大企業は組織されているので伝えやすいのですが、先ほどお話があったようにほとんどが中小企業で、そこを一つ一つ地道に当たって行かなければならない中で、数少ない講座や啓発活動を続けていく中で、和歌山でお父さんでも育児に参加されている方が独自のメンバーを組んでもっと活動を広げていこうという動きがあります。

今日御参加の千畑委員もそのようなことに賛同されて参画企業に登録していただいていますし、ほかにもそういう団体ができつつあります。それらの方とも連携を取りながら、これから少しずつではありますが、着実に、男性が育児に参加できるような雰囲気、意識を少しずつ持って頂くように進めていきたいと思えます。当然、学校教育も大事ということは分かっておりますので、そこも踏まえて取り組んでいる状態です。

委員

企業の代表としての立場から。56 ページに企業の融資制度の優遇金利の設定の中で、労働者の事業所内保育の設置を行う事業者への両立支援助成金制度などがありますが、中小企業としてここまで取り組むのはなかなか難しい。取り組んだとしても、中小企業では人数が少ないので、対象者がいつもいるとは限らない。そういう時に、事業所内保育をしている事業所があれば、地域の事業所でそれをシェアできるような制度があればいいと思っています。もしかすると、事業所内保育所を設置したものの、あまり利用者がいないところもあるかもしれません。地域内の事業所で連携できればいいと思えます。

会長

では、論点になる部分をいくつか確認していきます。まずは別紙1ですが、これは関係各課等との調整が必要なので、文言が少し変わる可能性があります。その最終調整をしたものを委員各位にお送りをするので、そこでまた文言の修正があればお知らせいただきたいというのが事務局の意向です。さらに、今の段階でなにかあれば教えていただきたいということです。ただ、ご意見をいただいた後でもその文言の修正の可能性があるということです。この点に関して御意見等ございますか。

(特に意見なし)

会長

では、最終案は委員の皆様にご改めしてお示しするというので、このかたちで進めさせていただきます。次に、60 ページの部分は、最終的には30市町村分が掲載されます。机上配布資料の数値は各市町村で精査中ということです。この数値が過大になっていないかということは、これから市町村ヒアリングをして確認しますということが1点と、前倒しで認定こと

も園になりたいという施設がでてくる可能性が考えられ、県で定める数は柔軟にしておく方がいいので、各年ごとではなくて5年間にしたいということ、この方針でご了承いただけるかというのが2点目です。大きなところとしてはとりあえずこの方針で進めさせていただいて大丈夫ですかね。

(特に意見なし)

会長

実は、肝心なところは次の別紙2です。素案の24ページですが、各市町村の数を挙げてみると、次のようなことが判明いたしました。今回の子ども・子育て支援新制度では、1号、2号、3号と子どもさんを分けます。そして、基本的には1号は幼稚園か認定こども園に入ります。保育が必要じゃないよというお子さんですけれども、資料2を見て頂くと、各市町村の幼稚園の数の一覧なんです。これと別紙2を照らし合わせて見ていただきたいんですが、1号の受け皿がない市町村が何市町村かありますということです。

簡単に言いますと、今の時点では、紀美野町と有田川町、日高町、日高川町、すさみ町、古座川町、北山村は、幼稚園がありません。従って、1号認定を受けたいと思う親御さんの受け皿がないということなんです。これを、県としてどのようなかたちで市町村に働きかけるのかということを御議論いただきたいというのが趣旨なんです。由良町と那智勝浦町については、認定こども園があるのでそちらで吸収可能であろうということで、注書きで書いてあります。

考え方としては、別紙2を見て頂くと、県としては、幼稚園も認定こども園もないけれど、1号認定ニーズが一定数あるところについては、最低限の目標として1園は設置していただきと働きかけるのが第1段階です。それから、幼稚園も認定こども園もないけれど、1号認定ニーズもないか、ほとんどないところについては、当該市町村の判断を尊重せざるを得ないのかなというところが次の段階です。それ以外の市町村については、やはり当該市町村の判断を尊重するという方向性でいくということに県としてはなろうかということでした。このあたりについて、こういう方針でよろしいかどうかということを委員の皆様のお伺いしたいということです。

委員

妥当なところだと思いますね。ニーズがあればそれにこたえる必要があるでしょうし、なければあえて作らなければならないのかということです。その際に、一定数というものをどの程度で押さえるのか、例えば10人なのか、20人なのか、そして、市町村がそれで運営していけるのかどうかということを考えてかなければならないと思います。県サイドとしてそういうところまでアドバイスをするというのであれば、それでいいかなと思います。

会長

判断の調整を一緒に考えていただきたいという趣旨ですが、事務局からこの件に関して何かありますか。

事務局

委員から、一定数をどのようにしていくかとか、市町村が運営をできるのかという視点でこれから考えていくべきだという御意見をいただいたところですが、まさにそのように考えております。これから市町村とヒアリング等を重ね、一定数についてはその時点で調整を図りながらやっていきますが、今のところ、10名ほどのニーズが出ているところがあります。そういうところは、1園を原則と考えていきたいと思っております。

委員

別紙2の部分ですが、こういうふうに市町村別になると、ゼロとか出ているが、いままで子どもがずっと住んできて、何十年も来てるわけですね。うちは教育的ニーズはなかったよと何十年も来ているところに、急に子ども・子育て支援新制度で新しい支援ができるんですよ。義務的にあなたのところも1つ作りなさいよというのは、現実に何十年もそれで来ているのであれば、広域性を重んじて、他の市町村に組み入れていただいて教育的ニーズの範疇に入るよというような配慮をしてあげないと。第一義的には作って下さいというのはそうだと思います。教育的ニーズがあるんですから責任がありますよ。ただし、作るんじゃなくて、いま言ったように広域的にでもクリアできればいいということにしてあげないと、酷だと思います。その時だけニーズがあって、いらなくなったらどうなるということ市町村は考えると思うんです。施設というのは、いったんできるとなかなか廃止できないですから、少しそこは幅を持たせたかたちで、書いていただければいいのかなと思います。

事務局

今回素案を作るときに、いくつかの町にもお聞きしたのですが、今までもその町としては何ら支障なくやってきた。子どもさんもすくすく育ってきたという中で、県としてどうしても作りなさいよというのはどうなのかということを考えております。それでも、どうしても保護者の方が1号認定で幼稚園に入れたいということになれば、やはり広域で近隣の市町村への入所を考えていきたいということで町の意向としては考えているよという町もありますので、それも考慮に入れながら、表現も事務局で検討させていただきますが、そういった方針で考えていきたいと思っております。

会長

では、いただいた意見を参考にしつつ、事務局で別紙2については固めさせていただきたいと思っております。説明の続きを事務局に戻します。

事務局

<別紙3について説明>

会長

別紙3で説明いただいたのは、いわゆる地域子ども・子育て支援事業の目標数値の考え方です。積み上げでやっていくものと、むしろ県としてはここまでやってほしいんだと働きかけるタイプ、全市町村実施と広域を分けて考えるということで、単なる積み上げにはしないということ、事業によっては考えていくという方針です。これは県としての姿勢を示すのもいいもので、私としてはいいのかなと思っているんですけど、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。数字はこれで固まっているんでしょうか。

事務局 積み上げるところは数をもうちょっとヒアリングしながら精査していきたいんですが、考え方としては、このような方針でいきたいと考えております。

会長

この方針でご了承いただけるということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、残りの部分をお願いします。

事務局

<素案P.29～P.32について説明>

会長

前回御議論、御確認いただいたところもあるんですが、人材育成、人権教育、それから広域調整という点について書き込みをした部分になります。ご確認いただきまして、委員の皆様方からご質問ご意見等はございませんでしょうか。

委員

29 ページの新たな研修について、私が言ったので入ったと思うんですけど、この研修は、子育て支援員ということで、時間としては25時間で、これ以上質の低下を招くようなことは絶対あってはいけないと思うんですね。通常は保育士や保育教諭や幼稚園教諭がすべきであって、保育士や幼稚園教諭が何年も学校に行っておんなんな学問を学んできてやっていることを25時間の研修でいいということは、本当は私は反対なんです。ただしかし、やるとなった以上、これ以上低下を招かないようにしようとすると、県の人にも頑張っていたきたいんです。

国から言われているのは、今回7,000億円のお金が付けられますよと、それに伴って市町村、県は恩恵を受けるから、当然その費用として出してくださいよと。国もできるだけのことしてるんですから県も市町村も出すのが責務ですよというふうに、我々が国へ行ったら言われるんです。私は、これはかならず県でしていただくように是非お願いしたい。予算のことがあるのは重々わかってるんですが、子どもたちに費用をどういうふうにするのかと

というのは、国もそういうことで地方に投げかけているということを十分認識をしていただければと思うので、よろしくをお願いします。

委員

幼稚園教諭については新規採用教諭に研修が保障されているんですね。でも保育所の場合は、採用されれば翌日から担任であり、そういう研修を受ける義務はないんです。でも幼稚園の先生は研修が受けられて、保育所の先生は受けられないということに疑問もあります。これからどんどんこども園化して行って、両方の免許を持った先生が子供たちを見るにあたって、正職員が少ない中で子供たちのために頑張ろうというためには、質の向上もしていかなければなりません。それをするには何が必要かということ、考えていただきたいと思っています。

会長

非常に重要な御意見だと思いますので、制度的には難しい話なのかもしれませんが、検討していただければと思います。ほか御意見等ございますか。

委員

今の御意見に付け加える部分があるんですが、25 ページのカッコ4のところ幼稚園教育・保育の合同研修の支援等ということで多分この合同研修ということがうたわれていて、やっているのかなというふうに思ったんですが、29 ページのカッコ2のところは「幼稚園及び保育所の従事者の資質向上のために、年間15回の研修」とあるのは、このうち合同は何回あるのでしょうか。意見としては、24 ページで合同研修としているのであれば、29 ページの研修も合同を目指すということを考えていただきたいということです。

事務局

今現在幼稚園と保育所は、年間15回県の方で、一緒に参加していただける研修を行っていますので、引き続き行っていきたいと考えています。

会長

年間15回全部合同であるなら、「合同研修」と書いた方がいいですね。

委員

子育て支援員についてですが、去年の9月から今年の6月まで、信愛短大で文科省の「知の拠点事業」の立ち上げを手伝いに行っていたんですが、信愛短大でも子育て支援員を来年度から出していくと思うんですが、全然違うものなんですか。同じようなものがかぶるような気がするんですが。

事務局

信愛さんでされる「知の拠点事業」は、「子育てサポーター」という新たな制度の研修としてやっていくと聞いています。子育て支援員そのものの研修ではありません。

会長

以上のところで、なにかございますか。なければ進行を事務局にお返しします。

事務局

長時間にわたりありがとうございました。これをもちまして終わらせていただきますが、これからのスケジュールについて簡単に御案内させていただきます。この計画については3月末までに内閣府に提出する必要がございます。

今後市町村の確定値を10月末から11月にかけてニーズ量と確保方策の数値をもらいたいと思っています。そしてそれを県の方でも集計等させていただきます。12月に県の子育て会議をさせていただきたいと思っています。その時には、市町村の数値と、県の認定こども園の移行促進を図るための都道府県で積む数や、各市町村の認定こども園の目標値であるとか、そういったところを最終的にお示しして精査していただきまして、一応12月の子育て会議でもって最終案ということでしたん整理させていただきたいと思っています。

それから12月末から1月にかけてパブリックコメントを実施させていただき、そのご意見等により大幅に計画案が変わる場合には、また2月ごろにもう一度子育て会議を開催させていただくことになるかもしれませんが、微修正でしたら書面でご意見をうかがうこともあるかと思っています。

いずれにしましても、12月中にもう一度開催させていただいて、県計画案の最終審議をお願いしたいと思っていますので、御出席をよろしくお願いいたします。最終案に向けまして、委員の皆様には個別にご相談させていただいたりということもあろうかと思っておりますので、その時にはどうかご協力をよろしくお願いいたします。それでは長時間ありがとうございました。これをもちまして審議を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。